

私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変制度） ～家計が急変した世帯へのお知らせ～

制度概要

「奨学のための給付金」は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内在住の低中所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給されます。

家計急変制度は、対象となる家計急変事由（災害等本人の責めによらないもの）により、保護者の収入が減少するなどの**家計急変によって、要件に該当する水準まで収入が減少した世帯**を対象とします。なお、「奨学のための給付金」は返済の必要はありません。

主な要件

- ① 保護者等全員が、**大阪府内に在住**していること
- ② **対象となる家計急変事由（※）に該当し、保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が約490万円未満相当まで減少**すること
※対象となる家計事由：負傷、疾病により離職または休職等した場合、自己の責めに帰することのできない理由により離職した場合等
- ③ **令和8年12月1日までに家計が急変し、収入が減少している状態が申請時点でも継続していること**
※令和8年12月2日以降に家計が急変した場合は、今年度の支給対象外となります。
- ④ **奨学のための給付金の通常制度に申請していないこと**
※通常制度と家計急変制度の二重申請はできません。
※保護者全員の令和8年度の所得割が非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯は、家計急変制度の対象外のため、奨学のための給付金（通常制度）に申請してください。

給付金額

家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。学校が定める期限までに提出しない場合は、受給できません。

- ① 令和8年7月1日以前に家計が急変した場合 → 下表の給付金額（年額）を支給します。
- ② 令和8年7月2日以降令和8年12月1日までに家計が急変した場合 → 下表の給付金額を月割計算し、支給します。

【世帯区分ごとの給付金額】

対象生徒の世帯区分		給付金額（年額）	
		全日制・定時制	通信制
1	家計急変後1年間の収入見込み額が 非課税相当※ の世帯	152,000円	52,100円
2	家計急変後1年間の収入見込み額が 270万円～380万円未満相当※ の世帯	50,670円	17,370円
3	家計急変後1年間の収入見込み額が 380万円～490万円未満相当※ の世帯	38,000円	13,030円

※ 4人世帯の場合 扶養人数により、家計急変後1年間の収入見込み額は異なります。詳細は大阪府ホームページ等で確認してください。

申請について

家計急変制度の申請を希望される場合は、在学する学校へご連絡ください。

制度に関する問合せ先

※その他詳細は、大阪府ホームページ等でご確認ください。

●大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変世帯向け）について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti.html

携帯・スマートフォンからはこちら→

